

第1回南山田留守家庭児童育成室運營業務委託に係る保護者説明会 要旨

【開催日時】

令和5年12月8日（金） 午後7時00分～午後8時10分

【市出席者】

堀 地域教育部次長、坪野 放課後子ども育成室参事、中村 同参事、山下 同主幹

1 【運營業務委託の概要説明】

～ 説明動画「留守家庭児童育成室の民間委託について～①基本編～」の視聴 ～
〔補足説明〕

吹田市立留守家庭児童育成室運營業務委託事業者選定等委員会の特別委員について、委託予定の留守家庭児童育成室の保護者2名以内としています。こちらは、各育成室から2名以内となりますので、今回で申し上げますと、4か所の委託候補育成室から各2名以内、合計で8名以内ということになります。

特別委員には、委託事業者の選定に加え、契約最終年度に行う附属機関による第三者評価にも携わっていただきます。選定と評価を同じ年度で行うわけではありませんので、契約最終年度の第三者評価の際には改めて特別委員を委嘱することになります。特別委員の選定については、多くの場合、保護者会から御推薦いただいておりますが、中には評価のタイミングで保護者会が既に解散されている場合がありますので、その場合は、在籍児童の保護者の皆様に、市からお知らせし、特別委員を公募させていただきます。応募いただいた方が複数名おられる場合は抽選を行います。また、特別委員に就任いただいた方には、選定や評価の方法等について、直接お会いして資料を基に御説明させていただきます。

また、今後のスケジュールについてですが、今回の第1回保護者説明会では、民間委託の概要等について説明させていただきましたが、令和6年の1月から2月頃に予定している第2回保護者説明会では、事業者を公募するに当たっての募集要領、仕様書等について御説明させていただきます。

また、令和6年8月から9月頃に保護者懇談会として事業者を紹介させていただきますが、令和7年2月から3月頃には第2回保護者懇談会として、4月から勤務予定の指導員紹介や引継保育の実績報告をさせていただく予定です。

2 【事前質問への回答】

配付資料のとおり

3【質疑応答】

保護者：事業者選定等委員会について、委員の構成が全て何名以内となっていて、おそらく欠員が出て大丈夫なようにと推察しますが、委員会の開催要件を教えてくださいませんか。

吹田市：まず、委員につきましては、毎年、単年度で委嘱をしています。当該委員会の役割として、育成室の運營業務委託事業者の選定と委託育成室の評価があり、委員会の開会要件としては、過半数の出席としていますので、5名中3名が出席されていれば、委員会は成立することになります。

保護者：ということは、委員構成の各分野の中で欠員が出ることも可能性としてはあるということですね。

吹田市：人数上は確かにそうなりますが、開催するに当たっては、各委員と日程調整をしていますので、これまで4名未満になったことはありません。そのため、各分野の皆様に参加をいただいている状況になります。

保護者：ということは、ルール上は3名以上ということですが、運用としてはできるだけ欠員を出さないようにされているという理解でよろしいですか。

吹田市：全員行ける日を開催日として選定していますので、日程調整も含めて、委員の皆様と調整しています。

保護者：1点目、引継保育について、1教室当たり20日以上かつ延べ80時間以上が条件ということですが、子供たちにとっては、今までずっと見ていただいていた指導員から新しい指導員に変わるという大きな変化になると思います。これまでの実績で、具体的にどのように引継保育をされてきたのでしょうか。また、過去の引継期間では短く不十分だったため、期間を延長された経緯もあると思いますが、本当に子供たちが生活を変化させていく上で、十分な引継ぎがされるのかを確認させていただきたいと思います。

2点目、学校で学級閉鎖などがあった場合、直営の育成室では柔軟に対応していただいていたと思いますが、民間委託となった場合に、直営の場合と同じように対応していただけるのかを教えてくださいませんか。

吹田市：1点目、引継保育について、20日以上かつ延べ80時間以上というのは最低条件であり、それが不十分というわけではありません。これまでも引継ぎはしっかりと行ってきましたが、事業者にとっても、一番は保護者やお子さんのためにも、より丁寧に長い時間をかけて引継保育を行おうと、期間を延長してきた経過があります。引継ぎの内容としては6か月前から全指導員が入るわけではありませんので、指導員の確保状況に合わせて段階的に入っていくという形になります。そういったことも含めて、最大半年間かけて徐々に行っていくという形になります。昨年度の実績で、吹二育成室については110日、1,906時間、1教室当たり635時間となっています。山二育成室に関しては91日、2,274

時間、1教室当たり568時間の実績となっています。

2点目、学校で学級閉鎖などがあった場合の対応についてですが、委託育成室でも、開室基準や学校連携といった枠組みは変わりませんので、直営と同様に対応していきます。参考に、既存の委託育成室では、職員が10時頃から出勤されている育成室もあり、学校と連絡を取り合う場合にも対応できますし、指導員がまだ出勤していない場合は、市から事業者連絡し、対応できるようにしています。

保護者：事業者によっては、午前中は保育所、午後から育成室で働かれるというような柔軟な雇用ができるということですが、例えば吹田市立の保育園の先生などにそういう形で働いていただくことはできないのでしょうか。そういうニーズに合う業種を設けたらいいのではないのでしょうか。民間に委託したら、実際に指導員として働いていただく方以外に、その運営会社にもお金が支払われるわけですね。そう考えると直営でできる方が、実際に指導員に受け取っていただくお金も多く渡していただくことができると思いますので、なぜそういう努力をされないのか気になりました。

吹田市：公務員というのは、保育士であれば保育士、育成室の指導員であれば指導員として職種を限定して採用されています。午前中だけ保育所での仕事というところが、見出すことができず、午後1時から午後6時半までの勤務時間として指導員を採用させていただいています。民間の場合はもう少しそのところが柔軟に対応できる、また、変形労働時間制というのが地方公務員に適用されていないので、そうしたところも足かせになっているという現状がございます。

保護者：幼稚園教諭だったら教諭になるので変形労働制なのではないでしょうか。

吹田市：市立の保育所、幼稚園、学校の職員についてはすべて地方公務員になります。

学校の先生だけは変形労働時間制の導入という話が進んでいると聞いてはいますが、その他の職種については現在そういう動きはない状態です。

保護者：幼稚園の先生は、教諭なので学校に当たるのではないですか。

吹田市：小・中学校の教諭について、変形労働制の導入の議論が進んでいると聞いています。

保護者：今後、できれば吹田市が、直接会社を通さずにできるようにいろんな制度等も変えていただく努力をしていただければありがたいと思いますので、よろしくをお願いします。

保護者：1点目、来年春から前科歴に対する法の見直しが始まると思うのですが、委託先スタッフの採用を行う上で、犯罪歴等の調査に当たる、いわゆる日本版のDBSといったことも吹田市と委託事業者との間で、契約書の中に文言として盛り込まれているのでしょうか。

2点目、引継保育について、最低条件が20日以上かつ延べ80時間以上ということですが、引継保育に従事した者が、運営開始後も引き続き在籍することという具体的な内容について、仕様書への明記はあるのでしょうか。

3点目、過去の議事録などを拝見すると、引継保育が不十分な場合の判断において、保護者からの意見は反映されないという理解ですが、その理解は今も変わらないのでしょうか。

吹田市：1点目、犯罪歴の照会制度については、国でも検討段階ということで、自治体で先行して実施するのは、難しい状況です。ただ、その中でできる範囲で規定していることとして、仕様書において、未成年者に対する性犯罪歴等のある者は配置しないことを明記しています。制度上照会制度がない状態では、現在の対応ができる範囲と考えています。

2点目、引継期間中は、まだ契約が始まっていませんので、別途協定書を交わします。その中で、運營業務委託開始後に従事させる者を引継保育に参加させるようにということも明記しています。

3点目、引継保育は、基本的には市と事業者間で適切に実施するものです。市の担当職員も引継ぎの現場を確認し、引継ぎに入る前には打合せを行うなど、そのまま現場に任せてしまうことがないように考えています。最終的には、懇談会等で保護者の皆様に報告させていただきまます。

保護者：去年、一昨年の説明会においても、保護者から同じリクエストが出ていたかと思うのですが、今の回答だと結局のところ変わらないということで理解いたしましたが、是非前向きに検討をよろしく願います。

保護者：1点目、民間委託後も最終的な責任は市にあるということですが、指導員の確保について、市で集められなかった指導員を民間事業者だったら集められるということも本当にそうなのかなと不安に思う面があります。もし民間事業者が指導員を集められない場合に、市は人的なサポートにどのように関わっていかれるのか教えていただきたいです。

2点目、委託後のチェック体制について、初年度は学期ごとの年3回で、2年目以降徐々に数が減っていくということですが、ちょっと少ないと思いました。このチェックというのが、具体的にどういうことを確認されているのか、また、直営の場合は、登室している児童数と指導員数を確認されていると思いますが、委託後も同じように、適切な運営の確認をしているのか教えていただけますでしょうか。

吹田市：1点目、指導員の確保というのは、事業者が責任を持って取り組んでいただかないといけないことであり、基本は事業者で確保していただくことが大前提になります。万が一確保できなかった場合に、市として直接的なサポートはできないと考えていますが、今まで職員を確保できずに運営開始できなかった

たという事例はございません。もちろん、採用状況はこちらでも都度確認はしていますが、事業者もそこだけの育成室を運営しているわけではなく、吹田市で複数の育成室を運営している事業者もありますし、他市で同種の事業をされているところもあり、その中で職員を補い合うということもしていますので、そういった対応も含めて確保をしてもらっています。

2点目、委託後のチェック体制について、年3回というのは保護者アンケートの回数になっています。日常のチェックについては、市の職員や保育経験のあるスーパーバイザーによる現地巡回を行っています。特に、委託開始時には、週に複数回巡回し、様子を見ながら徐々に回数を調整していきます。また、こういった職員が従事するのに関して、年度当初や変更があった際に報告書を提出してもらいます。毎月の指導員の実際の出勤状況も報告を求めており、チェックしています。実際に指導員を確保できるのかということについては、やはり採用というのは直営も委託も厳しい現状に変わりはありませんが、何とか応援体制や採用を頑張っていたら、コロナ禍でも指導員の体調不良による休室というのは、委託育成室ではありませんでしたので、採用面と応援体制という観点でも、実績として見る事ができると思っています。

保護者：選定基準の一つである利便性について、南山田の立地というのは、駅から直線で見ると近いのかもしれませんが、かなり坂道を登るので利便性がいいとは思えません。前回、放課後キッズスクエアの説明の時に直営の指導員の確保状況のお話も伺ったところ、やはり人が集まりにくい立地というお話もありましたので、民間委託という子供たちの大きな環境の変化を行った上で、やっぱり人が集まらなくて適切に運営できないというような事態にならないようにしていただきたいです。引き合いに出して悪いのですが、放課後キッズスクエアも当初職員を確保して適切に運営しますと説明を受けていたにもかかわらず、実際には引継期間も全然取れずに、誰が来るのかもわからずに開始するという状況も実際に起こっており、特に私たちはその辺りを不安に思っているところですので、市からもできる限りのサポートをできる体制を作ってくださいなどして、直営であっても委託であっても、子供たちには同じような環境で保育が受けられるように、御尽力いただければと思います。

保護者：Q&AのNo.32を見ると、3年目には第三者評価を行って、第三者評価で基準を超える評価であれば、再度5年の契約更新ということは、基準を超えなかった場合は、契約期間満了で別のところになるということですか。

吹田市：第三者評価において、基準点を超えなければ継続ができないということになりますので、改めて別の事業者を公募することになります。

他に質問がなければ、本日の説明会を終了します。（終了）